

(株)コープサービスおおいた 弁当宅配利用約款

(目的・適用)

第1条 この約款は、株式会社コープサービスおおいた（以下、「CSおおいた」という）の弁当宅配の利用及び代金支払い等に関するルールを定めます。

(サービス内容)

第2条 CSおおいたは、利用者（利用の登録を行った利用名義者）に対して、次に掲げる商品をお届けするサービスを提供します（以下、本サービスを「お弁当宅配事業」という）。いずれもお届け先は1か所で、利用者の指定する住所にお届けします。

- ① 昼弁当：月曜日から金曜日までの週5日間、12時頃までのお届け
- ② 夕弁当：月曜日から金曜日までの週5日間、又は月曜日から日曜日までの週7日間、18時頃までのお届け
- ③ 食材セット：月曜日から金曜日までの週5日間、18時頃までのお届け
- ④ サイドメニューは月曜日から金曜日までの週5日間、18時頃までのお届け
- ⑤ その他：季節弁当や祭事弁当、迎春商品、別途企画品については随時チラシ等で告知し、注文に応じてお届けします。普通食・介護食・健康管理食については、毎週日曜日の指定時間帯に5日分の商品をお届けします。

2. CSおおいたは、年末年始など特殊な時期に関し別途案内した場合を除き、毎週自動継続で昼弁当、夕弁当、普通食・介護食・健康管理食、食材セット、その他の商品をお届けします。

3. コース及びメニューについては別途個別に書面にてお知らせします。

(利用の登録)

第3条 利用者はCSおおいたの定めに従って利用の登録を行う事で、お弁当宅配事業を利用することができます。

2. お弁当のお申込みは、原則、CSおおいた営業担当がお届け先（または、契約先）にお伺いし、お弁当宅配のご利用方法やお約束事を説明させて頂き、その内容についてご理解、ご了承を頂いたうえで「弁当宅配会員登録票」または「コープの普通食・介護食・健康管理食利用申込書」への内容記載、及び登録をもって契約とします。

3. 商品代金のお支払方法については、①現金、②口座引き落とし、③クレジットのうちいずれか（ただし、別途CSおおいたの定めに従うものとする）となります。

4. 単身でお住まいの方は緊急連絡先として、お子様やご親族の連絡先を登録させて頂きます。

5. 未成年者の方は親権者をご登録させて頂きます。親権者がCSおおいたにおいて、過去に利用停止又は登録解除となった履歴がある場合には、利用の登録をお断りさせていただく場合があります。

6. 高齢者及びその他の方で、お弁当宅配事業の円滑な提供に支障をきたすと判断した場合には、御利用の契約をお断りさせて頂くことがあります。

(商品のお申込み)

第4条 利用者は予め生協の設定したコースを選択します。CSおおいたは、利用者の申込みを受け、原

則翌週以降のお届け分を受注するものとします。ただし、商品の性質によっては、水曜日までに翌々週の月曜日以降のお届け分を受注するものもございます（詳細は別途CSおおいたの定めに従います）。なお、受注は基本的に自動継続とし、中止や変更については上記受注タイミングでの受付を行っていただきます（上記タイミング以降の変更、中止、再開等はお受けできません）。

2. サイドメニューの申込みは、契約時及び、受注タイミングでの受付とし、基本的に自動継続とします。また、利用対象者は夕食、昼食、食材セットの利用者のみとし、普通食・介護食・健康管理食の利用者はご利用頂けません。

3. 利用者は急な入院等の特別な事情が生じた場合は、CSおおいたへ知らせるものとします。

（商品のお届け等）

第5条 お弁当（夕食弁当、昼食弁当）は契約内容によって、毎日冷蔵管理でお届けします。普通食・介護食・健康管理食は、毎週日曜日に5日分をまとめて冷蔵管理でお届けします。

2. 利用者はお届け先を1か所のみ指定できます。

3. お届け時間は、夕食宅配は18時頃まで、昼食宅配は12時頃までに完了します。なお、お届け時間の指定はできません。ただし、普通・介護食・健康管理食はクロネコヤマトの配達時間設定内での指定が可能です。

4. 商品の受け渡しは手渡しを基本とします。不在等諸事情により手渡しによるお届けができない場合に限り、利用者指定場所にて保冷箱に入れてお届けします。利用者指定場所については、契約時にCSおおいたの担当者が確認します。このとき、商品の特性上、利用者から指定希望がある場所にて置き配達をすることができない場合があります。

5. 置き配達は、保冷箱に保冷剤とともに入れて上蓋をテープ止めします。また、申し出によりベルトの使用ができます。

6. 具体的なお届け方法は契約時の希望聴取に従って、協議により決めるものとし、その内容を変更する場合はCSおおいたへ連絡するものとします。

7. 商品の受け渡し又は指定場所へのお届けが完了した時点で、商品の所有権がCSおおいたから利用者へ移転するものとします。

（お届け明細書、請求書）

第6条 商品のお届け時に「お届け明細書」「請求書」をお届けします。

2. 現金支払いの方は、週単位の「納品請求書」を毎週月曜日にお渡しします。

3. 口座支払の方は、週単位の「納品書」を毎週月曜日にお渡しします。請求書は翌月1週目及び2週目に前月1ヶ月分の「請求書」をお渡しします。

（利用者の遵守事項）

第7条 利用者は受領した商品について、賞味期限やご説明書等に定める保管、食事方法、並びに空き容器の返却方法を遵守しなければなりません。

2. 利用者の不注意による食中毒及び利用者の身体に関する不測の事態に起因した事故等について、CSおおいたに故意又は過失がない限り責任を負わないものとします。

(商品のお届けが出来ない場合)

第8条 万一、災害、極度の悪天候、事故、システムトラブル、戦争、テロ、感染症、行政処分、港湾業務の遅延、運送の著しい遅延、停電、原材料調達不能、注文の著しい増加、製造者や生産者の事情による生産中止やその他の事由によって商品のお届けができない場合があります。その場合、CSおおいたは代替品のお届けを行います。この際の利用料金については、従前どおりと致します。なお、代替品については当日中のお申し出により、手を付けていない状態を前提に返品することができます。

2. 前項による、代替品のお届けもできない場合は、基本的にはCSおおいたから利用者等に、お届け不能である旨連絡をするものとし、代金からの減額により返金等を行うものとします。上記内容については、原則として返金等の他（損害賠償等）の責任を負わないものとします。

(CSおおいたの事由による返品等)

第9条 お届けした商品にメニュー違い、内容の相違、不足等があった場合、CSおおいたの定めたルールに従い、商品交換、追加又は代金からの減額にて返金を行います。この場合、商品により利用者へ直接発生した損害がある場合を除き、返金等の他に責任を負わないものとします。

(利用者のご都合による返品)

第10条 商品の返品は、その商品特性により基本的に以下の場合を除き返品することができません。

1. 利用者本人の急な入院
2. 利用者本人のご不幸

(利用制限)

第11条 転売、賃貸、質入れ、商行為を目的とした商品の購入はできません。

(利用停止、登録解除)

第12条 CSおおいたは利用者が以下の各号に該当した場合、利用停止又は登録解除の措置をとる場合があります。既受注の商品についても売買契約の解除をする場合があります。なお、「利用停止」とは利用の登録を維持したまま、商品のお届けを停止すること「登録解除」とは利用の登録を抹消することを意味します。

- ① 転売、賃貸、質入れ、商行為を目的とした場合。
- ② 合理的な理由なくして返品依頼が続くなど、度々返品が発生した場合。
- ③ 未成年や高齢者である利用者から商品の種類、数量、金額等のに関して適切でない注文がおこなわれている場合について、法定代理人、ご家族、行政担当者、医者によるお申し出があった場合。
- ④ 利用者と口座名義人が異なる場合、口座名義人から引落とし停止や利用解約の申し出があった場合。また、口座自体が解約された場合。
- ⑤ 商品代金の未払いが発生した場合。
- ⑥ その他、CSおおいたが、利用者によるお弁当宅配事業の利用継続を適切でないと判断した場合。

2. 利用者が、利用停止又は登録解除を希望する場合は、CSおおいたへのお申し出を行うものとしま

す。

3. CSおおいたが、所轄行政庁より事業の取り消しや停止等の処分を受けた場合、支払不能状態になった場合、資金の著しい低下があった場合、破産・民事再生手続き・会社更生手続き等が発生した場合、事業の廃止、事業の休止、解散した場合は、直ちに登録解除を行います。この場合、すでに受けた注文に関して売買契約を解除することができ、利用者のCSおおいたに対する債務を直ちに履行請求できるものとします。

(ご請求金額に対する疑義等)

第13条 請求書の金額その他に疑義が生じた場合、また、期限までに支払ができない場合には、利用者はあらかじめCSおおいたに連絡し、支払方法を含む以後の対応について協議するものとします。

(利用代金の支払い方法)

第14条 商品代金のお支払方法は①現金、②口座引き落とし、③クレジットのいずれかとなります。

2. 現金支払いの場合は1週間単位の集金となります。毎週月曜日に「納品請求書」をお渡しし火曜日のお届け時にまとめて入金して頂きます。代金未払いの場合、商品のお届けを即刻停止する場合があります。また、期限の利益を喪失したものとして、全ての代金等について直ちに支払を請求します。

3. 口座引落としでの場合、利用者には口座登録用紙を記入し、引き落とし口座を指定して頂きます。翌月初めの1週目及び2週目に請求書をお渡しし、13日に1ヶ月分をまとめて口座より引落します。13日が土日祝祭日の場合は、翌営業日の引落としとなります。代金の引落とし不能の場合、商品のお届けを即刻停止する場合があります。また、期限の利益を喪失したものとして、全ての代金等について直ちに支払を請求します。

4. クレジット支払は、コープおおいたに加入しコープおおいたとクレジット支払契約をしている方に限ります。お支払は各クレジット会社の引落としとなります。引き落とし不能の場合、商品のお届けを即刻停止する場合があります。また、期限の利益を喪失したものとして、全ての代金等について直ちに支払を請求いたします。

(支払計画書及び誓約書)

第15条 支払期限までに代金をお支払い頂けなかった場合、CSおおいたはその方(以下「債務者」という)に対して、CSおおいたが定めた様式による支払計画書、及び誓約書(以下「念書」という)の提出を請求することができます。

2. 前項の請求があった場合、債務者は速やか(請求時に定めた提出期限)に念書を提出しなければなりません。

3. 期限までに念書が提出されなかった場合、又は提出された念書に基づく支払が行われないなど将来にわたって代金等の支払いが望めないと判断した場合には、法的手続きに移行し、債権譲渡や債務の回収委託等を行う場合があります。

4. CSおおいたは債務者に対して商品代金の他、本来の支払予定日の翌日を起算日として完済するまで年5%の遅延損害金を請求できるものとします。

(連帯保証人)

第16条 CSおおいたは必要と判断した場合、債務者に対して念書に記載された債務を弁済する資力を有する連帯保証人を立てるよう求めることができます。

(協議解決)

第17条 本約款及び関連する規定等に関し、適用上の疑義が生じ、又は定めのない事項に関する問題が生じた場合は、利用者とCSおおいたが双方誠意をもって話し合い、相互に協力、理解して問題解決を図るものとします。

(管轄裁判所)

第18条 利用者とCSおおいたとの間で裁判上の争いになったときは、CSおおいたの主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を、第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

(本約款の変更)

第19条 CSおおいたはサービスの充実、合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応、その他配食サービスの円滑な実施のため、必要がある場合に本約款を変更することができます。

2. 前項の場合に生協は、本約款を変更する旨、変更後の本約款の内容及び変更の効力発生日について、それまでの間に次に定める方法を適宜活用して利用者への周知を図ります。

- ① WEBサイトへの掲載
- ② 電子メールや電話などの電磁的方法
- ③ 本約款に定める公示の方法、その他CSおおいたが定める適切な方法

付則

1. 本約款は2020年3月30日制定、同日より施行します。